

糸魚川市いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(「以下「いじめの防止等」という。)のための施策の基本となる事項を定め、もって次代を担う児童等が「ひとみかがやく 日本一の子ども」として健やかに成長することができるいじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

いじめ 法第2条第1項に規定するもの

市民等 市内に居住する者又は市内に勤務する者

学校 糸魚川市立小学校及び中学校設置条例(平成17年糸魚川市条例第68号)別表第1及び別表第2に規定する小学校及び中学校並びに糸魚川市立特別支援学校設置条例(平成17年糸魚川市条例第39号)第2条に規定する特別支援学校

児童等 学校に在籍する児童又は生徒

保護者 児童等の親権者又は未成年後見人その他の者で当該児童等を現に監護する者

重大事態 法第28条第1項に規定するもの

(基本理念)

第3条 いじめが児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体又は生命に重大な危険を及ぼすおそれのある行為であるため、いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、児童等が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、糸魚川市(以下「市」という。)糸魚川市教育

委員会（以下「教育委員会」という。）学校、保護者、市民等及びその他の関係者が、それぞれの役割を自覚して連携し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市及び教育委員会の責務）

第5条 市及び教育委員会は、前条の規定による基本理念により、児童等をいじめから守るため、糸魚川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を定め、これに基づきいじめの防止等の必要な施策を総合的に講じなければならない。

（学校の責務等）

第6条 学校は、市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めなければならない。

2 学校は、いじめの防止等に取り組み、児童等が安心して生活できる学校づくりを進めなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいつでも安心していじめに係る相談を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

（保護者の責務等）

第7条 保護者は、児童等の教育に第一義的な責任があることを認識し、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養う指導又は教育しなければならない。

2 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第8条 市民等は、児童等を見守る意識をもち、学校及び地域住民並びに関係する機関及び団体と相互に連携していじめの防止等に努めなければならない。

（いじめ防止連絡協議会等）

第9条 いじめの防止等に関係する機関、諸団体の連携を円滑に進めるため、学校、教育委員会、警察、法務局、糸魚川市PTA連合会その他の関係者で構成する糸

魚川市いじめ防止連絡協議会を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、いじめの防止等のための有効な対策を検討するため、いじめ問題専門委員会その他必要な機関を置くことができる。
- 3 前項の機関を置いた場合は、教育委員会は市基本方針による当該機関の調査の結果及び再発防止に向けた提言を受け、必要な措置を講ずるように努めるものとし、市長は教育委員会その他の関係する機関に対し、必要な指導、助言又は援助を行うように努めるものとする。

(重大事態への対処)

第10条 学校は、重大事態が当該学校に在籍する児童等に発生した場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項に規定する重大事態が発生した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 教育委員会又は学校は、重大事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査をしなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の調査内容を市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、法第30条第2項の規定により、第3号の調査結果について調査を行うことができる。
- 6 市長は、第4項に規定する報告を受けたとき、又は前項の調査を行ったときは、その内容を議会に報告しなければならない。

(学校評価等)

第11条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

- 2 市及び教育委員会は、第5条の市基本方針で定めるいじめ防止等の施策を定期的に点検し、その結果を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又

は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。